

# かながわ市民オンブズマン

## 第30回総会議案書



桜の向こうに朧月

Photo by Masayoshi Sato

日時 2026年4月25日(土) 午後1時半より  
場所 横浜市技能文化会館 601号室

## 目次

2025年度活動報告	1
2025年度収支決算報告書	9
2026年度活動方針	10
2026年度予算案	11
人事案／2026年度月例会日程(予定)	12
テーマ別報告1	
「情報公開手数料問題」その後	13
テーマ別報告2	
横浜市教委に対する情報公開請求訴訟の報告	16
資料1	
鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会答申(抜粋)	17
資料2-1	
教育委員会議録音データ情報公開請求 審査請求に対する答申一覧	19
資料2-2	
教育委員会議録音データ情報公開請求 審査請求所要期間一覧	24

# 2025年度活動報告

## 1. 概観

2025年度も、情報公開分野での、会議の録音データの開示請求、秘密会会議録の開示請求、開示手数料問題などについての数年にわたる取組みを引き続き行った。

開示請求に関しては、多くの審査請求を行い、答申を出した審査会すべてから、制度や運用の改善につながりうる付言を引き出すことができた。開示手数料問題については、中林訴訟への協力や、他の地方自治体の高額手数料問題に取り組む方との情報交換・意見書の提出などの活動を行った。取組みにより一定の成果はでているものの、情報公開制度の新たな問題が次々見つかるなど今後も継続的な活動が必要である。

一方、それ以外の分野での取組みは、情報交換や他団体の活動の情報提供にとどまった。また、課題である月例会の参加者数や会員数の減少については改善できない状況が続いている。

## 2. 活動内容の検証

(1) 2025年度の活動方針は次のとおりであった。

- 1 地方議会を多角的にチェックしよう！（議会の活性化を目指し、秘密会主義の濫用を許さない。「政務活動費」の透明度アップを求めるとともに、無原則な支出を認めない制度運用を求める）
  - 2 税金の無駄遣いを許さない！（談合の追及、談合防止対策について引き続き取り組む。自治体業務の業務委託状況を注視し、IT・デジタル等広範な分野について幅広く監視する。）
  - 3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを！（行政文書のデジタル化が、より利用しやすい情報公開制度につながるよう働きかけるとともに、情報公開請求の活用につき情報発信する。公文書管理条例の制定など公文書の適正な作成・管理を求める。教育委員会の審議や採決の透明化をはかるとともに、秘密会を含めた会議録の作成など適正な記録管理を求める取組みを継続する。）
  - 4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携（会員の拡大と会員の活動への参加を図る。積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供し、交流を広げる。県内各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める。全国市民オンブズマン連絡会議との連携に努める。）
- 4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

上記活動方針に沿って報告する。

## <I 議会を多角的にチェックする>

### (a) 政務活動費

2025年総会で、川崎市議会につき「かわさき市民オンブズマン」から、“占い師”の肩書きで活動している人への具体的内容が全く示されない調査委託費支出、按分しない広報広聴費支出などについての住民訴訟を報告いただいた。

また、横浜市会につき「政務活動費の全面公開を求める市民の会」から、改選後に掲載されるタウンニュース掲載料の年度内(掲載の2~3か月前)先払い支出(しかも手書き領収証しかない)、議員活動との関係が疑問な団体の会費支出などについての住民監査請求につき報告いただき、その後に提起された住民訴訟の経過等についても随時、情報提供いただき、月例会や広報誌で紹介した。

神奈川県議会では2024年11月から、領収書等のインターネット公開を開始しているが会としての取り組みはできておらず次年度以降の課題である。

### (b) 湯河原町議会秘密会会議録情報公開請求

湯河原町議会において、町税等滞納者名簿が町税等徴収対策強化特別委員会に提供され議員が自宅に持ち帰ることも許容されていたという問題につき、これを問題視し議会の一般質問で取り上げた土屋由希子(元)議員が懲罰を受けた問題に関連し、ゆがわら町民オンブズマンが2021年2月26日、滞納者名簿が配布されていた秘密会(2011年から2020年までの25回)の会議録を情報公開請求したところ、全部非公開とされた。

第1次、第2次を経て、2024年6月10日付けでなされた一部公開決定も、数頁にわたり黒塗りが続くなど非公開理由該当性が疑わしいものであったため、2024年8月、第3次訴訟提起(公開遅延に対する国賠請求も付加)・審査請求をした。

この問題についての支援を継続している。

審査請求につき、諮問を受けた情報公開審査会は2026年3月23日付けて、本件処分は取り消されるべき、との答申をした。審査会は、議会が非公開理由としてあげた条例5条1号~4号・7号に「該当しない部分が散見される」としつつ、審査会自ら公開・非公開を判断するのでなく「議会の独立性と自主性を保持するため、その自律性は尊重されるべきである」と思料する。今後、実施機関においては、本件条例の趣旨を踏まえて速やかに本件文書を公開する方策と、情報公開制度の運用のあり方を検討されることを強く要望する。」にとどめた。

一方、訴訟はこれまでに8回の期日を重ねている。訴訟段階でようやく非公開箇所ごとの非公開理由の主張がなされたが、数ページに及ぶ非公開部分につき、その全体が条例5条4号(7号)に該当するとの説明するにとどまっている。インカメラ審理を行った審査会が4

号・7号に「該当しない部分が散見される」としており、2025年6月3日最高裁判決で示された考え方(裁判所は、被告に適切に釈明権を行使したうえで合理的な区切り方を見出していくことが求められ、審理を尽くしても、不開示情報が記録されている部分と不開示情報に該当しない部分を特定して区分することができない場合は全体について処分の取消請求を認容する)に基づき、原告側の主張を整理する予定である。

(c) 議会秘密会会議録の開示請求

湯河原町議会への(b)訴訟の過程で、秘密会の会議録が“封緘した状態で保管され1度も開封されていない”ということが判明した。

県内の議会に秘密会会議録の開示請求をしたところ、相模原市議会・鎌倉市議会も、同様の取扱いをしていることが判明し、2023年、全部非開示処分に対する審査請求をした。

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会は、2024年12月、処分を取消すべきと答申し、2025年6月末、(一部の個人情報を除き)ほぼ全面的に開示がなされた。

一方、鎌倉市は、2023年10月審査請求から1か月ほどで審査会への諮問がなされたものの審査案件の滞留のため審理入りが遅れ、2025年9月2日ようやく意見陳述を行った。ほどなく答申と思われたが、答申は2026年3月30日付け(しかも当日の答申書受領はできず、受領可能との連絡は4月10日にずれこんだ)となった。答申の結論は、「処分は妥当ではなく、対象文書の内容を確認のうえ、改めて公開・非公開の決定を行うべきである。」という当然の内容だったが、驚くべきは、答申で判明した議会の対応である。

審査会が会議録の写しの提示を求めたのに対し、議会は、「会議録原本に秘密会会議録と思われる袋綴じが付されているが、開封できないので、秘密会会議録が入っているか確認できない」という不合理な理由をつけて応じず、審査会が袋綴じの状態を確認するため実施調査等を求めても、回答を引き延ばした上で結局応じなかったのだ。

→資料1：答申(抜粋)

鎌倉市情報公開条例21条は、審査会が対象文書の提示を求めることができ(1項)、実施機関はこれを拒んではならないこと(2項)、審査会は資料の提出要求や実地調査をすることができること(4項)を規定している。1項は「インカメラ審理」と呼ばれ、審査会が実効的な判断を行うために重要な権限である。審査会の求めを実施機関が拒んだ、などという事例は、これまで国でも地方公共団体でも皆無であり、鎌倉市議会の拒否は前代未聞の暴挙と言わざるを得ない。

鎌倉市議会が、条例を無視して審査会の審理を妨害し、9か月にわたって遅延させたことへの責任を追及するため、国賠請求訴訟を検討している。

## <2 税金の無駄遣いを許さない>

(a) 指定管理者制度の現状について、6月の月例会で、会員の藏本隆さん(公認会計士)を講師にミニ学習会を開催し、広報誌でも報告した。導入から20年余り経過し、一定の成果がでたとの評価もある一方、選定されたものの運営ができなくなった、労働条件・労働環境が悪化したといった事例も発生していることも参加者から報告された。

また広報誌で、埼玉県(春日部市)の学童保育の指定管理料返還の住民訴訟(高裁での勝訴判決)につき紹介した。

(b) 横浜でのカジノ開設阻止後も国内でのカジノの動向を注視し、カジノ業界の動きや、大阪での住民監査請求・住民訴訟の状況について月例会で報告した。2025年12月の「大阪カジノ計画撤回 府民大集会」へ連帯メッセージを送った。

## <3 県および県内自治体の情報公開度、行政運営の透明度のアップ>

### (a) 録音データの情報公開

#### i) 県内教育委員会会議の録音データ一斉請求 不開示に対する審査請求

神奈川県及び県内の6市10町1村は、情報公開条例・規則により、会議録作成のための録音データを情報公開請求の対象である「行政文書」から除外するという特異な取り扱いをしていたが、改正個人情報保護施行(2023年4月)を機に、除外規定を撤廃する条例改正が一定程度進んだ。

2024年7~8月に行われた教科書採択について審議・採決する教育委員会会議の録音データを情報公開請求したところ、県や多くの市町ではスムーズに開示を受けることができたが、「不存在」を理由とする不開示決定をした市町もあった。

①会議録作成後に消去したとの「不存在」:伊勢原市・座間市・葉山町・開成町・(真鶴町)、 ※真鶴町は除外規定撤廃の条例・規則改正未了

②職員の私的なメモと同様であり行政文書に該当しないとの「不存在」:山北町、

③録音は速記業者が行っており市は収受していないとの「不存在」:藤沢市

そこで、上記7市町に対し、2024年9~12月、審査請求を行い、これまでに5市町から審査会答申を得ている。(伊勢原市は審査会への諮問前に認容の裁決・開示、山北町は審査中。)

答申の結論は、「録音データが存在していない(消去済み)」として処分は妥当としているが、全答申が、理由付記や録音データの管理の在り方等について付言している。

→資料2：付言一覧

なかでも、葉山町答申は、条例の趣旨から丁寧な説明をおこなったうえで明確に問題点を指摘し、また、真鶴町答申は、審査請求人の問題意識に的確に応えているもので、

高く評価できる。

以上のとおり、会議の録音データの開示は一定程度進んできているものの、「職員の個人的なメモと同様（組織共用性がないから）行政文書に該当しない」との主張は、少数派とはいえ根強く残っている。

組織共用性の判断は、作成・取得、利用、保存・廃棄の実態を踏まえて行うとされているところ、山北町は、「職員個人所有のICレコーダーで録音・保存している、職員個人が会議録作成にあたり確認するための個人的なメモとしてのみ利用している、職員個人の判断で消去している」から組織共用性がないと主張している。

審査会の適正な判断が待たれるところである。

## ii) 横浜市教科書取扱審議会の録音取りやめ

録音データについては、開示の流れに対する“揺り戻し”のような事態も発生している。

横浜市は、教科書取扱審議会につき、従前は録音をしていたが、2024年度の会議録音データの開示請求に対し、「審議会委員の自由闊達な議論を担保するため、録音しておらず、保有していないため」として不存在決定をした。録音は会議録の効率的かつ正確な作成に大きく資するのだが、それを犠牲にしても、ということのようだ。

“開示したくない行政文書は作らない”ことについての審査会の付言を期待して審査請求中である。

## (b) 情報公開手数料問題

### i) 中林訴訟

第2次訴訟を準備中

→テーマ別報告1

### ii) 越前市条例改正案

福井県越前市が、2025年12月、市外者に対し請求手数料 3000 円（オンライン申請は2000 円）、写し交付手数料 1 頁 100 円と、市内者の 10 倍を徴収する条例改正案を公表し、市民を対象にパブコメを実施した。当会は、パブコメ募集の対象外だが、意見書（高額徴収は「手数料」の性質を逸脱していること、市外者からの開示請求の意義、企業の営利目的請求対策は別制度で対応すべきことを指摘）を提出した。

地元の市民オンブズマン福井、知る権利ネットワーク関西、全国市民オンブズマン連絡会議なども意見書を提出。越前市は、当初予定していた3月議会への条例改正案上程を見送った。地元市議からのその後の情報によれば、市は6月議会への上程も行わず、条例案につき再検討する方針とのことである。

(c) 横浜市教委訴訟(情報公開条例の適用除外規定の解釈)

2026年4月22日判決

→テーマ別報告2

(d) 神奈川県議会答弁資料 開示請求

2023年12月、神奈川県は庁舎にセキュリティゲートを設置する方針を発表した。議会総務政策常任委員会での庁舎管理課長答弁で「(他県が実施した)令和4年の全国調査によれば11都県で導入済み、6府県で導入予定」「県内では庁舎建て替えを機に横浜市、川崎市で導入」との説明がなされた。

当会は、2023年11月に、運用開始早々の川崎市庁舎見学を行っており、セキュリティゲートが設置されていないことを確認済みだった。また、当会が電話調査をしたところ、都道府県庁舎でセキュリティゲートを設置しているのは東京都庁(2018年2月)、大阪府庁(2023年1月)、岐阜県庁(2022年)の3都府県だった。

そのため上記答弁を不審に思い、答弁の根拠とした資料(①全国調査、②川崎市)を2024年3月21日、情報公開請求したところ、60日間の延長決定を経て5月9日に全部非公開決定がなされた。理由は、①は条例5条5号(事務事業情報)該当、②は不存在であった。

全部非公開ということ自体の問題に加え、決定書に、①は特定した行政文書の名称すら記載されておらず、②は物理的不存在(電話聞き取りを行った職員のメモ等も含め一切記録が存在しない)なのか、それとも、法的不存在(職員のメモ等はあるが行政文書に該当しないと処分庁において判断した)なのかの記載もなかった。あまりの低レベルな処分通知書に暗澹となり、同月12日審査請求した。——ここまですを2025年度総会議案書で報告した。

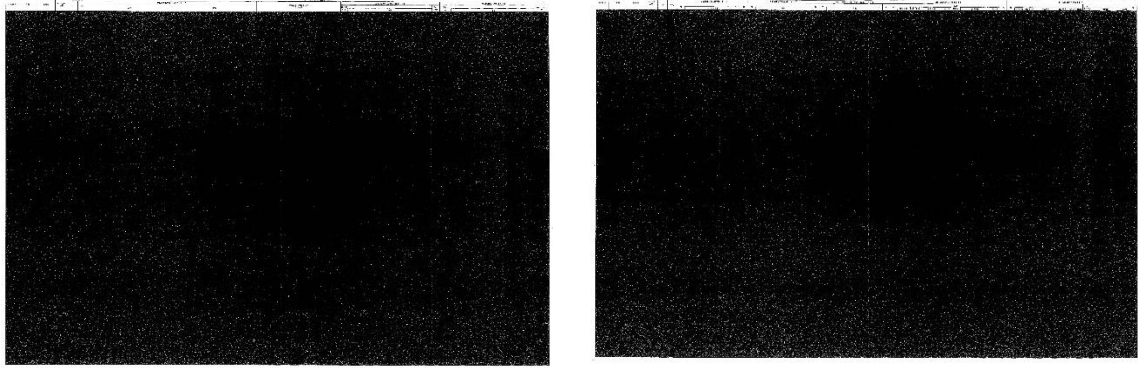
2025年7月28日付け審査会答申は、当然、「処分を取消すべき」との結論であった。

とはいえ、①につき特定した行政文書の名称を記載していないことが問題である旨の指摘はなく、答申中でさらっと文書名を明らかにし、②については弁明書段階でなされた「物理的不存在」との主張を前提にした上で、延長決定理由(相手方自治体への意見照会)と不整合にみえるので説明が不十分だと指摘したにとどまった。実施機関に対する教育効果があるのか心許ない書きぶりだ。

また、付言も、“全国調査を行った自治体から非公開を希望するとの意見書が提出されたことを理由として非公開とする場合であっても、情報全体にマスキングして公開を実施すべき”というもので、県が全く何の開示を行わなかったことが問題である旨を指摘するにとどまった。

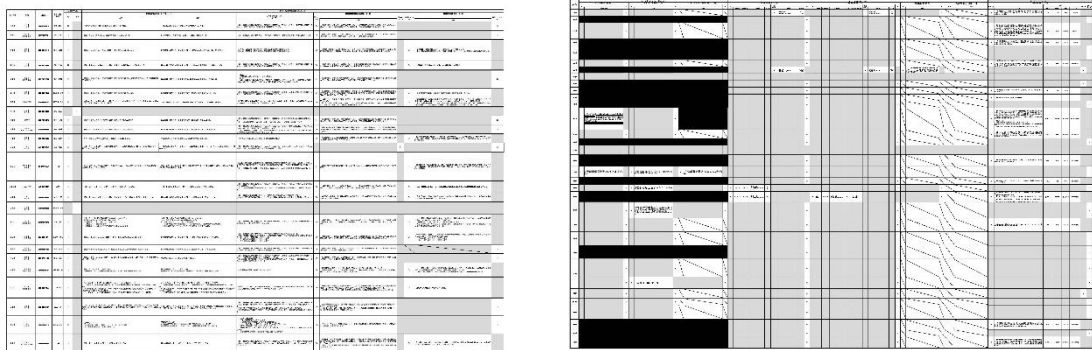
答申を受けての取消裁決後の再処分をみると、実施機関は、審査会から、公開を実施しさえすれば、内容は“ほぼ黒塗りでかまわない”とお墨付きを得たと受け止めたかのようにであった。

↓ 神奈川県の開示文書(抜粋／全ページ同様の黒塗り)



試しに、“全国調査を行った自治体”である愛媛県に対して公開請求をしてみたところ、一部非公開部分はあるものの、神奈川県よりはるかに公開部分が多かった。(なお、グレーの部分は調査回答自治体の希望で、もともと集計表に掲載されていないもの。)

↓ 愛媛県の開示文書(抜粋)



ちなみに、神奈川県が真っ黒塗りし、愛媛県が全部公開した調査回答項目(上掲の左側の表)は「庁舎内の空調稼働状況」等である。神奈川県は、空調利用を「5月上旬から10月上旬までの間で、室温が28℃を超えるような場合」としているという程度の情報も非公開としたのである。

なお、愛媛県が実施した調査に回答した他の自治体に公開請求をしたところ、全部公開を受けることができた。公開された文書によって、庁舎管理課長答弁の「セキュリティ対策を11都県が導入済み、6府県が導入予定」の都道府県数は、庁舎へのゲート設置だけではなく、閉庁日に職員がカードを使って入出館するとの対策や、庁舎の一部のエリア(知事室・副知事室)への立ち入り制限などを含めた数であることがわかった。

もともと公開請求をした目的は、県のセキュリティゲート設置を検証しようということだったので一連の手続をしている間に時宜を逸してしまったが、課長答弁のファクトチェック結果は「正しくない」だ。

<4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携>

全国大会(大阪大会)では、中林純京都大学大学院教授の「談合のスクリーニング」について

の講演に引き続き、当会から「情報公開の超高額手数料とたたかう『中林訴訟』」について報告した。地元大阪の参加者からの関心をよび、第2次中林訴訟に大阪から弁護団に加わっていただけだ。

他地域の市民オンブズマンとの直接交流はできていないが、録音データの開示請求、秘密会会議録の開示請求、開示手数料問題、政務活動費のチェックなど同じ課題に取り組む団体と広報誌やメール等での情報交換・情報提供を行った。

### 3. 運営関係

#### (1) 人事体制

代表幹事 大川隆司 佐藤満喜子 保坂令子 綾部祥一郎 中村晋輔  
事務局長 小沢弘子  
会 計 細野ひで子  
会計監査 吉池俊子  
顧 問 空席

#### (2) 広報誌・ホームページ

通常どおり隔月刊で182号から187号までの6回を発行し、ホームページにも掲載している。会員に紙版を郵便等で送付しているが、希望者にはPDF版の電子メール送信としている。

#### (3) 会員の動向

2025年4月時点の会員は82名であったが、2025年度中は、入会者2名、退会者3名により、2026年4月時点の会員数は81名となっている。また、当年度会費納入者43名であり、前年度(53名)と比べても大幅に減少している(会員の高齢化も大きな要因と推測される)。

6名のかたからご寄附(計2万2510円)をいただいた。感謝申し上げます。

#### (4) 総会および月例会

2025年度も総会を会場開催し、第2部では、かわさき市民オンブズマン、横浜の「政務活動費の全面公開を求める市民の会」から、政務活動費についての住民監査請求・住民訴訟等についての報告をいただいた。

月例会は、Zoom開催・会場開催を隔月で行った。参加者数は前年度と同じく、会場開催9名前後、Zoom 開催9~12名だった。

#### (5) 財政状況

「2025年度決算報告書」のとおり

## 2025年度 収支決算報告書

(単位:円)

収入の部	(単位:円)		
科 目	予 算	実 績	摘 要
前年度繰越金	871,271	871,271	
会費	240,000	143,250	
寄付金等	0	22,510	
収入利息	0	1,268	銀行利子
雑収入	0	50	
収入合計	1,111,271	1,038,349	

(単位:円)

支出の部	(単位:円)		
科 目	予 算	実 績	摘 要
<運営費>①			
会場費	20,000	10,600	月例会、総会の会場費
通信費	2,000	0	
事務用品(消耗品)費	5,000	0	
会費	20,000	20,000	「全国市民オンブズマン連絡会議」年会費
電話代、ネット接続料	25,000	23,697	電話、ネット接続料
雑費	7,000	6,394	ロッカー使用料、振込手数料
小 計	79,000	60,691	
<運動費>②			
旅費交通費	15,000	13,148	広報誌発行作業への参加
郵送費	150,000	130,180	広報誌郵送費
印刷費	40,000	29,784	広報誌印刷、封筒印刷
広報誌紙代・印刷機プリペイドカード	30,000	14,860	コピー用紙代、印刷機プリペイドカード代
公文書費	10,000	19,000	情報公開手数料及び裁判費用
資料購入費	20,000	20,220	包括外部監査通信簿
講師謝礼など	80,000	0	
アンケート	0	0	
小 計	345,000	227,192	

①+② 合計	424,000	287,883	
予備費(繰越金)	687,271	750,466	横浜銀行(708,801円)、郵便振替口座(6,000円)、現金(35,665円)
支出合計	1,111,271	1,038,349	

上記のとおり、報告いたします。

2026年3月31日

会 計 細 野 ひ で 子



2025年度の収支決算報告書を監査した結果、適正であることを認めます。

会 計 監 査 吉 池 俊 子



## 2026年度活動方針（案）

---

### 1 地方議会を多角的にチェックしよう!

- 議会の活性化と透明化を目指そう
- 「政務活動費」の透明度アップを求めるとともに、無原則な支出を認めない制度運用を求める

### 2 税金の無駄遣いを許さない!

- 談合の追及、談合防止対策について引き続き取り組む
- 自治体業務の業務委託状況を注視し、IT・デジタル等広範な分野について幅広く監視する

### 3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを!

- 行政文書のデジタル化が、より利用しやすい情報公開制度につながるよう働きかけるとともに、高額な開示手数料を是正させる取組みを行う
- 公文書管理条例の制定など公文書の適正な作成・管理を求める
- 教育委員会の審議や採決の透明化をはかるとともに、秘密会を含めた会議録の作成など適正な記録管理を求める取組みを継続する

### 4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

- 会員の拡大と会員の活動への参加を図る
- 積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供し、交流を広げる
- 各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める
- 全国市民オンブズマン連絡会議との連携に努める

## 2026年度 収支予算書(案)

### 収入の部

(単位:円)

科 目	前年度実績	今年度予算	摘 要
前年度繰越金	871,271	750,466	
会費	143,250	150,000	3,000円×50名
寄付金等	22,510	0	
収入利息	1,268	0	
雑収入	50	0	
<b>収入合計</b>	<b>1,038,349</b>	<b>900,466</b>	

### 支出の部

(単位:円)

科 目	前年度実績	今年度予算	摘 要
<運営費>①			
会場費	10,600	20,000	月例会及び総会の会場使用料
通信費	0	2,000	切手代等
事務用品(消耗品)費	0	5,000	
会費	20,000	20,000	「全国市民オンブズマン連絡会議」年会費
ネット接続料	23,697	21,000	ネット接続料
雑費	6,394	7,000	ロッカー使用料、振込手数料、他
運営費小計	60,691	75,000	
<運動費>②			
旅費交通費	13,148	15,000	広報誌発行作業
郵送費	130,180	150,000	広報誌郵送費、その他
印刷費	29,784	40,000	広報誌・学習会等の資料印刷、封筒印刷費
広報誌紙代・印刷機使用料	14,860	20,000	コピー用紙代、印刷機使用料
公文書費	19,000	30,000	情報公開資料コピー代等
資料購入費	20,220	20,000	包括外部監査通信簿
講師謝礼など	0	30,000	講師謝礼等
調査費	0	30,000	アンケート等
運動費小計	227,192	335,000	
<b>①+②合計</b>	<b>287,883</b>	<b>410,000</b>	
<b>予備費(繰越金)</b>	<b>750,466</b>	<b>490,466</b>	
<b>支出合計</b>	<b>1,038,349</b>	<b>900,466</b>	

## 人事案

- 1 代表幹事 大川隆司、佐藤満喜子、保坂令子、綾部祥一郎、中村晋輔  
(いずれも留任)
- 2 事務局長 小沢弘子(留任)
- 3 会計 細野ひで子(留任)
- 4 会計監査 吉池俊子(留任)
- 5 顧問 (空席)

☆☆★☆☆★☆☆

## 2025年度月例会 日程(予定)

原則第3水曜日の開催です。(4月と8月はお休みです。)

昨年度から、Zoom開催はこれまでどおり午後6時から、会場開催は1時間早めて午後5時からとしています。

日時	会場
5月20日(水) 18時~20時	Zoom開催
6月17日(水) 17時~19時	かながわ県民活動サポートセンター710号室
7月15日(水) 18時~20時	Zoom開催
9月16日(水) 17時~19時	かながわ県民活動サポートセンター709号室
10月21日(水) 18時~20時	Zoom開催
11月18日(水) 17時~19時	かながわ県民活動サポートセンター(部屋番号未定)
12月16日(水) 18時~20時	Zoom開催
1月20日(水) 17時~19時	かながわ県民活動サポートセンター(部屋番号未定) 新年会をしましょう♪
2月17日(水) 18時~20時	Zoom開催
3月17日(水) 17時~19時	かながわ県民活動サポートセンター(部屋番号未定)

## 1 「中林訴訟」が第2ラウンドへ

- (1) 昨年の総会では、「情報公開手数料問題の発見」と題して、横須賀市が要求した70万4450円の手数料が、訴訟の提起によりわずか610円に減額された事実、およびその報道を通じて、339万円という巨額の手数料(媒体はCD たった1枚である!)とたたかっている京都大学の中林純教授との連携が出来たことを報告した。
- (2) 当時中林教授が提起していた訴訟は、手数料賦課処分の取り消しを求める、という行政訴訟であったが、裁判所は12月4日の判決で、訴えの類型が適切でない(債務不存在の確認を求める民事訴訟のほうが適当である)という形式的理由で、訴えを「門前払い」した。中林教授は、裁判所の「示唆」に従い、あらたな類型の請求を予備的に加えて訴えて第2ラウンドに向かおうとしている。

## 2 IT化時代に逆行する手数料設定

- (1) 中林教授が請求している情報(北海道開発局が発注する公共工事に関する「入札順位証明書」)は、紙にプリントすれば約1万5000枚なので、紙のコピーで受け取る場合の手数料は、約15万円である。しかし、教授の研究方法は、大量の入札情報をPCの中で比較・分析することにあるので、紙で受け取っても、あらためて入力処理が必要になる。電磁媒体(CD, DVD)によるコピーの交付を選択するのは必然と言える。
- (2) そもそも、行政文書の原本そのものが、電磁データとして管理されているIT時代である。2018年7月の関係閣僚会議では「今後作成する行政文書については、作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理する」ことが決定されている。
- また、行政文書はバラバラのファイルのままにしておくべきものではなく、「相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめる」ことが、行政機関には義務付けられている(公文書管理法5条2項)。そうだとすれば、まとめられた「行政文書ファイル」をCDにコピーする方が、紙のコピーを取るよりも、よほど手間が省ける。
- (3) 情報公開法施行令別表には、CDでコピーを交付する場合の手数料は(CD自体の代金100円に)「1ファイルごとに210円」を加算した額、と規定されているが、1件の「入札順位証明書」(A4版1枚)が「1ファイル」にあたる、というのが北海道開発局の主張である。この考え方により、CDによるコピーが、紙のコピーの21倍になる訳である。こんなことが許されるだろうか？

### 3 情報公開法が定める手数料の限界

(1) 情報公開法16条1項には、手数料の額は「実費の範囲内において政令で定める」と規定されている(これを受けて先述の施行令別表が定められた)。また16条2項には「前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」と規定している。この規定は衆議院における修正で追加されたものである。

(2) 「できる限り利用しやすい額」という文言は抽象的であるが、衆・参両院が「開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること」という附帯決議をしていることが、解釈の手掛かりになる。

周知のとおり、情報公開請求に当たっては、まず「開示請求手数料」として300円を支払い、開示決定(一部開示を含む)を受けてから「開示実施手数料」を納付することになっているが、「開示実施手数料」の額から「開示請求手数料」300円を控除すべし、ということが衆参両院の附帯決議の趣旨である。

開示実施手数料の水準が1000円や2000円までの世界であれば、「300円控除」もなにがしかの意味を持ちうるが、それを超える水準が想定される場合には、「付帯決議」を行うほどの意味は理解し難い。

(3) さらに16条3項は、経済的困難等の理由に基づく手数料減免規定の導入を政令に委任し、これをうけて施行令14条が減免の限度額を2000円とさだめている。その趣旨について宇賀克也教授(前最高裁判事)は、「減免の限度額を2000円としたのは、一般的な開示請求であれば開示実施手数料が2000円を超えることはないと考えられたからである」と説明している(『新・情報公開法の逐条解説』189頁)。

(4) 北海道開発局の発注工事に係る「入札順位調書」は年度ごとに(約1500件分が)「行政文書ファイル」にまとめられているから、これを「1ファイル」とみなして手数料を計算するのが合理的である。横須賀市が手数料を70万余円から610円に減額したように、北海道開発局も339万円から1900円(=100円+210円×10—300円)に減額すべきである。

### 4 中林訴訟は他人ごとではない

(1) CDによる電磁的情報のコピーの手数料について、都道府県および政令市の範囲で見ると、ほとんどの地方自治体の情報公開条例は、CDそれ自体の対価以外の手数料を請求しない(ただ、CDそのものの値段に、都道府県では最低30円(鳥取県)から最高350円(茨城県)まで、政令市では最低40円(熊本市)から最高100円(仙台市、川崎市など)までの幅はある)。

(2) 例外は、横浜、京都、大阪の3政令市である。いずれもCD等の実費のほかにコンテンツの量

に比例した手数料が請求される規定になっている。

とくに横浜市は、電磁的記録を「ページ数がある」と「ページ数がない」ものの2種類に分け、(CD代70円のほかに)前者は「1ページごとに10円」、後者は「1ファイルごとに210円」を取ることにしているので、国と同じ問題が発生し得る(京都市、大阪市の場合は音声、映像、画像以外はすべて10円/ページ)。

(3)もちろん3市以外でも、国の機関相手に情報公開請求をし、電磁的情報をCDで求める場合があるから、情報の「ファイル数」を恣意的に細切れにして、数万円、数十万円の開示実施手数料を請求されるという問題は他人ごとではない。この問題を放置して置いたら、「金のないものには知る権利もない」ということになる。

裁判は大阪地裁を舞台に進められる(国に対する訴えを提起する場合、原告は、処分庁所在地の地裁のほかに、自分の住所に近く、かつ高裁が存在する都道府県の地裁を選択することもできる)ので、大阪のオンブズマン活動を支えてきた弁護士や研究者とも連携して「中林第2次訴訟」を推進して行きたい。

代表幹事 大川 隆 司

本稿を執筆している時点では、まだ判決(4月22日)は下りていないが、勝訴は間違いないと確信しているので、その意義について述べる。

### 1 事案の内容

代表幹事佐藤満喜子さんは、2025年2月10日に横浜市教育委員会に対し、教科書取扱審議会答申の電磁データによる公開を請求した。教科書取扱審議会は教育委員会の附属機関で、2025(令和7)~2028(令和10)年度に使用される中学校教科書の採択に関し、調査員の報告書等を踏まえた審議を行い、2024(令和6)年7月18日に答申内容を確定した。答申書は全246頁で、審議の対象となった教科書は16分野約140点に及んだ。

市教委は2025年2月21日に公開拒否を決定。理由は、紙に印刷した答申書が、市役所3Fの市民情報センターに配架されているので、情報公開条例の適用対象外である、というものだった。その公開拒否処分を取り消し、および公開処分の義務付けを求めて6月26日に提訴。2026年1月26日スピード結審。

### 2 争点

市の情報公開条例17条には「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。

その趣旨について、原告は「図書館等に配架された文書そのものが条例の適用対象から除外される」だけ、と解釈するのに対し、被告は「配架文書と同一内容の文書は(庁内のどこにあっても)すべて条例の適用対象から除外される」と主張。

また文書配架だけでは電磁データの交付が保障されない、という原告の指摘に対しては、情報の開示実施方法について市民には選択権がない、と主張。

### 3 勝訴判決の意義

- ① 条例の文理からも、被告のような解釈はムリであることを明示。
- ② 開示実施方法の選択権が請求者にあることを指摘。
- ③ 市民情報センターの役割は、行政情報の積極的公表であって、情報公開制度に取って代わるものではないことも指摘。

### 4 まとめ

判示事項は、いずれも大方の異論がないところであるが、情報公開制度導入以来初めて、裁判所の判断が示された意義は大きい。

市もこれ以上恥をかくことを避け、控訴は断念するであろう。

1 審査会の結論

令和5年(2023年)9月13日付で、審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉市議会平成24年6月定例会(6月28日)の17時20分～28分に秘密会として開催された会議の会議録。」について、実施機関鎌倉市議会が令和5年(2023年)9月27日付けで行った行政文書全部非公開決定処分は妥当ではなく、対象文書の内容を確認のうえ、改めて公開・非公開の決定を行うべきである。

..... (中略) .....

4 当審査会の判断

..... (中略) .....

(3) 秘密会の会議録の有無について

ア 当審査会が職権により調査したところ、平成24年(2012年)6月28日に開催された鎌倉市議会議会運営委員会の会議録(以下「本件会議録」という。)には、「議案第21号教育指導に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」秘密会とし、秘密事項は「相手方の住所・氏名・学校名とする」こと、「また秘密会は会議公開の原則の例外であり、議事の記録は公表しないこととされていることから、会議録については原本には掲載するものの配布用、閲覧用には掲載しないこと及び秘密会に出席する関係者は秘密事項を含む議事の全てを他言しないことを確認した。」との記載が認められた。

イ 当審査会は条例第21条第1項の規定に基づき、令和7年(2025年)6月9日付けで、本件会議録の原本に掲載された秘密会(以下「本件秘密会」という。)の会議録の写しの提出を求めたところ、同月25日付けで、鎌倉市議会議長より「提出依頼のあった行政文書については、現職において承知しておりません。」との回答を受けた。

実施機関の決定理由説明聴取において本件秘密会の会議録の状況について聴き取ったところ、本件会議録の原本には、本件秘密会の会議録と思われる袋とじ(以下「本件袋とじ」という。)が付されているものの、内容を確認するには開封しなければならないため、本件秘密会の会議録の存在を確認するには至らなかった、とのことであった。

ウ 当審査会は条例第21条第4項の規定に基づき、令和7年(2025年)8月12日付けで、実施機関に対し、本件袋とじの状態を確認するための実地調査の実施並びに平成24年度及び令和7年度における本会議会議録作成業務委託についての契約書及び仕様書の提出を求め、あわせて、同日付けで、実施機関に対し、本件請求に対する現在の見解について確認を求めた。

これに対し、同月 21 日付けで、実施機関より「今後の対応について弁護士を含めた法令の専門家に対し意見を求める予定であることから、相談が終了次第、回答内容について検討いたします。」との回答を受けた。

エ その後、当審査会は、令和 7 年(2025 年) 11 月 13 日付けで、実施機関に対し、再度、資料の提出及び見解の確認を求めたところ、同年 12 月 11 日付けで、実施機関より「本件については、弁護士に相談を行い、情報公開に関する意見をいただきました。現在、令和 5 年(2023 年) 9 月 27 日付で行った処分を変更する準備を進めています。」との回答を受けた。

オ さらに、当審査会は、令和 8 年(2026 年) 2 月 9 日付けで、進捗状況について確認を求めたところ、同年 3 月 5 日付けで、口頭により処分の変更をしない旨の回答を得た。

そのため、当審査会は、本件会議録の原本に掲載された秘密会の会議録の存否及びその内容を確認することができなかった。

．．．．．（中略）．．．．．

## 5 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、事柄の性格に鑑み、実施機関の対応について次のとおり付言する。

条例第 21 条第 1 項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。」と規定し、同条第 2 項は、「諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。」と規定する。さらに、同条第 4 項は、「審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、（中略）諮問実施機関（中略）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。」と規定する。

当審査会は、公開決定等に係る行政文書が提供されなければ、実施機関の判断の妥当性を実効的に審査することができない。同様に、実効的な審査を行うためにも、実施機関は、上記調査等の求めに対し、特段の理由を提示しない限り、これに応じるべきものと解すべきである。

それはとりもなおさず、「市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進すること」（条例第 1 条）に資するものである。実施機関が市民によって直接選挙される議員からなる議会であるという特性を踏まえたとしても、条例が適用される実施機関である以上、条例の趣旨・目的を踏まえた適切な対応を望むものである。

## ①葉山町

## 【不存在の確認】

令和7年3月17日、当審査会が教育委員会教育総務課にて同課管理にかかるコンピュータ及びICレコーダーのデータの保管状況を調査した限り本件データは見当たらなかった。なお、いつ消去されたのかは確認できなかった。

## 【付言 等】

## 5 付言

## (1) 情報不存在決定の理由付記

条例第9条第2項は、「公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。)は、公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。」と定めているが、その趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える点にある。

このような趣旨に鑑みれば、当該情報を消去したことにより保有しない状態となった場合、単に「消去したため」では理由としては不十分であり、消去した日にち等具体的事実、経緯・理由などについても可能な限り説明することが求められるというべきである。

なぜなら、単に「消去したため」だけで理由の記載として事足りるとすれば、行政情報の管理の在り方について恣意的な運用を許し、条例自体の存在意義を骨抜きにするおそれがあるからである。

本件において、実施機関は、「情報が存在しない理由」を「会議録作成後、録音データを消去しているため」と記載するのみであり、いつ、どのような意図で、あるいはどのような運用に基づいて消去したのかなどについて一切の説明をしておらず、条例第9条第2項が求める「理由」として不十分であったというべきである。

## (2) 録音データの管理の在り方

実施機関は、会議録の記載事項は、教育委員会規則第18条で「教育長等の報告の要旨」(第4号)、「議題及び議事の要旨」(第5号)、「質問反は討論をした者の氏名及びその要旨」(第7号)と定められていること、録音データは、審議の参考にするためではなく、あくまで全文筆記の会議録を作成するための一時的、補助的なツールであると主張する。

しかし、目的からみたときの録音データの位置付けはともかくとして、現に行政情報として成立している以上、行政機関として適切な管理が求められることはいうまでもない。

本件データに基づき作成された会議録案は、教育委員会会議における承認手続きを経て

確定されるものであるところ、仮に承認前の段階で会議録案の内容に疑義が生じた場合、当然、本件データの内容が重要となるはずであるから、承認手続前の段階で本件データを消去するのは、条例の趣旨・目的に照らして明らかに適切性を欠くというべきである。

実施機関に対しては、会議録の承認手続に至るまでの録音データ、その他葉山町文書管理規程による保存期間の定めのない行政情報であっても、当該行政情報の意義や性質を踏まえた適切な管理を検討されるよう望むものである。

## ②真鶴町

### 【不存在の確認】

#### (5) 当該録音データについて請求日現在、存在していないことが分かるものの確認

処分庁は、会議の行われた令和6年7月31日からおよそ1週間後の令和6年8月8日までの範囲において、タブレットでの録音データを、一時保存(1週間)と名前のついた、古くなったファイルを定期的に自動消去されるフォルダから移動しなかったことが証明できるシステムログと、文字起こしツール内の録音データ保管一覧が分かる該当ページのスクリーンショット及びクラウド上のシステムページを提示し解説した。

審査会は、システムログの紙面確認及び文字起こしツールの操作実演を含む確認により、本件請求対象の音声データが確かに残されていないことを確認した。

#### (6) 自動消去についての動作確認

処分庁は、上記(5)の自動消去に係る動作を確認するための作動動画を作成し提示した。

審査会は、動画の確認により、当該フォルダに格納された「最終更新日が1週間以上前のファイル」について、設定された時間で完全にサーバー上から消去され、復元できないことを現認した。

### 【付言 等】

#### 第6 付言

##### 1 処分庁の業務改善について

処分庁は、本件審査請求を契機として、真鶴町教育委員会会議規則第3条に規定される教育委員会定例会及び臨時会において、同規則第19条第1項により作成が義務付けられている議事録について、教育委員の署名により承認を行うよう運用を改善し、これに伴い承認されるまでの期間は、当該会議で録音された音声データについても保管するよう運用を改めた。

##### 2 録音データの取扱いについて

上記1により、承認時に疑義が生じた場合は、申出者による音声データの確認をする等録音データの録音及び保管の目的に組織的共用文書としての性質が生じたことから、

以降の当該会議の録音データについては、情報公開請求の請求対象文書として取り扱うことを検討されたい。

### 3 審査庁の審理事務手続きについて

審査庁の本件諮問に係る一連の経緯をみると、本件審査請求から本件諮問までに約8か月を費やしており、審査請求に対し「遅滞なく」諮問に付することを求める条例規定（第16条の2第1項）に反しており、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは認められない。手続きの遅延は審査請求人への消極的な不利益となる点を考慮し、今後は諮問への手続きの迅速化を図るため、条例を適切に運用することに厳に留意すべきである。

## ③藤沢市

### 【不存在の確認】

#### (4) 対象文書の保有の有無について

ア 実施機関に聞き取り調査を行ったところ、当該会議が開催された際には、実施機関としては会議内容の録音を行っていない。また、会議録の作成に当たっては、その一部を速記事業者に依頼しており、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するICレコーダーにより録音をしている。本件依頼内容は、Word文書による電子データの納品としており、録音データは納品物に含まれておらず、本件事業者から実施機関には納品されていないため、対象文書を取得しておらず不存在であるとして本件処分を行ったとのことであった。

イ 藤沢市では事業者に業務を依頼する際に、100万円以下の手数料に係るものは見積書により契約を行い請求書に基づき契約金額を支払う事務手続きを行えることとしており、本件依頼においても契約書及び仕様書を取り交わすことなく支払い事務を行っている。このため、録音データの納品に関して特段の取り決めは行われていないものである。

ウ 実施機関への聞き取りを踏まえ、審査会においても速記事業者に録音データの保有状況の確認を行ったが、実施機関が速記事業者に確認した時点で本件録音データは消去済みであるとのことであった。

なお、当該速記事業者において録音データの取扱いに関する規程は策定されていないものの、慣例的に、依頼者へ会議録納品後に一定期間保管したのち、録音データは消去しているとのことであった。

エ 以上のことから、実施機関が対象文書である録音データを取得しておらず、保有していないと主張していることに不自然な点は認められない。

### 【付言 等】

#### 6 付言

ア 藤沢市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項において「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名する者にこれを作成させる。」と規定されていることから、実施機関はその内容の真正性の担保に責任を持ち、疑義が生じた場合等において内容を確認できるよう、録音データを実施機関が保有するべきであると考えられる。

イ 本件録音データについては、速記事業者への依頼内容にその納品が定められていなかったとしても、録音された内容は行政情報と言えるものであり、また速記事業者が無断で会議を録音できるものだと考え難く、事実上、実施機関が、会議録の原稿作成に当たって速記事業者に録音させたものと考えられる。よって、速記事業者のみが録音を行っていたものだとした場合、実施機関は、その録音データを取得すべきであった。

ウ 以上のことから、藤沢市教育委員会においては、教育委員会会議の会議録作成業務を速記事業者に依頼する際には、録音データの取得について取り決める等、今後の適正な事務執行に努めることが望まれる。

#### ④座間市

##### 【不存在の確認】

本審査会において、本件情報の所在について審査庁へ聞き取りをする中で、本件情報が既に消去されていることを審査庁が確認している旨の報告を受けている。

##### 【付言 等】

本件処分の条例第 11 条第 4 項への該当性

本審査会は、本件情報について、将来的に行政情報となる会議録の作成に当たって一時的に取得した保存期間の定めのない電磁的記録における補助資料としての行政情報であると整理する。

実施機関は、会議録作成に係る決裁権者の承認後に保存期間の定めのない本件情報を消去したことで、本件請求に対する判断を「不保有」とし、本件処分が条例第 11 条第 4 項括弧書きの「当該行政情報を保有していないときの決定を除く。」に該当するものと判断したことにより理由を付記しなかったと解するところであり、直ちに条例に違反するものではないと考える。

しかしながら、本件情報の取扱いに関して、実施機関の運用に合わせた時期に消去されていたことにより、本件請求の時点では保有していなかったが、一時的に保有していた事実を請求人に伝えなかったことは、情報公開制度の趣旨に鑑みて、実施機関の対応は適切であったとはいえない。

「3(1) 条例第 11 条第 4 項の基本的な考え方」に記載のとおり、本件請求の時点で「不保有」と判断して本件処分を行った場合であっても、実施機関は、本件情報に関する経過

や状況を付記すべきであったものと判断する。

本件情報は既に消去されていること、また、実施機関の弁明書において、「今後、同処分の具体的な理由を示し、説明責任を果たしていく。」として、請求人の主張を受け止めていること等を踏まえ、本件処分を維持するものとするが、情報公開制度の趣旨に鑑みると、実施機関は、本件情報を求める請求人への配慮が欠如していたと考える。

なお、本件審査請求を踏まえ、情報公開制度の円滑な運用に向け、録音データ等を含む保存期間の定めのない行政情報の取扱いについて、十分な説明責任を果たすことができる慎重な運用を目指すとともに、関連する根拠例規等と一定の整合を担保する適切かつ統一的な運用を今後検討する必要があることを付言とする。

## ⑤開成町

### 【不存在の確認】

#### (2) 公文書不存在決定処分について

実施機関は、令和6年8月1日に各教育委員に対し、議事録を電子メールで送信のうえ内容の確認依頼をし、回答期限の同月16日までに全委員の確認がとれたため、即日ないし遅くとも数日以内に本件録音データを消去した旨主張し、これを裏付ける委員宛ての電子メールを提出している。本件公開請求書の受付日は、受領印によれば令和6年8月22日と認められることから、受付時に本件録音データは消去済みであったという実施機関の主張には、合理性が認められる。

他方、審査請求人の主張は、次の会議において前回会議の議事録の確定が行われることを前提としたものであるが、合理的な根拠は見出し難い。

したがって、実施機関による公文書不存在決定処分は不適切とはいえない。

### 【付言 等】

#### (3) 公文書管理の適切性について

審査請求人は、仮に公開請求がなされた時点で、本件録音データが消去されていたのだとすれば、公文書の管理として不適切とも主張する。

上記のとおり、本件録音データは条例上公文書に該当するものとは言い難いが、それ自体で完成し独立した情報であり、かつ、正確性を機械的に担保された特質を有するものであって、その公開が条例第1条の定める目的に適う場面も想定される。

そのため、これを一律公開の対象から除外し、議事録確定後即時消去するという扱いには再考の余地があり、他の地方自治体における取扱いも踏まえ、今後の検討課題とすべきである。

⑥伊勢原市

諮問前に認容裁決

⑦山北町

審査中 (審査請求：2024年12月6日)

教育委員会会議録音データ情報公開請求 審査請求所要期間一覧

資料2-2

自治体名	審査請求日	諮問日	答申日	審査請求 ～答申	諮問 ～答申
開成町	2024/9/20	2025/4/14	2025/6/5	8.5か月	2か月
真鶴町	2024/9/20	2025/5/12	2025/11/14	14か月	6か月
座間市	2024/9/20	2025/4/28	2025/6/10	8.5か月	1.5か月
伊勢原市	2024/9/20	審査会に諮問せず認容裁決 (2024/11/7)			
藤沢市	2024/11/25	2025/3/13	2025/8/26	9か月	4.5か月
葉山町	2024/12/6	2025/1/28	2025/5/14	5か月	3.5か月
山北町	2024/12/6	諮問済み 2025/2/27?	審査中	16か月 以上	13か月 以上

### <会費納入のお願い>

新年度スタートにともない、2026年度の会費払込取扱票を同封しました。  
年会費3000円のお支払いにより、引き続き資金面で活動を支えていただければ幸いです。

郵便振込口座番号：00260-6-4333

口座名義：かながわ市民オンブズマン



銀行のATM等から振り込まれる場合は、振込先は次のようになります。

- 銀行名：ゆうちょ銀行
- 金融機関コード：9900
- 店番：029
- 預金種目：当座
- 店名：〇二九店（ゼロニキュウ店）
- 口座番号：0004333

**かながわ市民オンブズマン**

〒231-0021

横浜市中区横浜市中区日本大通17

JPR横浜大通ビル8階

(横浜合同法律事務所 内)

<http://kana-ombuds.world.coocan.jp>

E-mail kana-ombuds@nifty.com

FAX. 0467-33-5482